

中央小学校いじめ防止等基本方針

いじめをしない子、許さない子を育てるために

平成26年2月28日策定

平成26年4月1日改正

平成27年5月7日改正

平成29年6月25日改正

平成30年6月18日改正

令和元年6月14日改正

令和2年5月18日改正

令和5年4月1日改正

1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

いじめとは「児童が、一定の人的関係のある者から、心理的又は物理的な攻撃を受けたことにより（インターネットを通じて行われるものを含む）、心身の苦痛を感じているもの」です。

そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものです。

上記の考えのもと、本校では全ての教職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こり得るものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という共通認識に立ち、全校児童がいじめのない学校生活を送ることができるように、「いじめ防止等基本方針」を定める。

いじめの基本的な考え方は、下記のとおりである。

- 「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである」という意識を持って、日々の教育活動にあたる。
- いじめは人権侵害であり、決して許されることではないことを全職員で共通理解し、組織的に対応する。
- いじめであろうとなかろうと、子ども同士の間のトラブルがあれば、保護者と連絡を取り合いながら、丁寧に、根気よく指導していく。
- いじめの未然防止に取り組むとともに、その「兆し」をいち早く把握し、迅速に対応する。
- いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在することを職員で理解し、この傍観者から仲裁者への転換を促す指導を進めていく。
- 重大事態等の発生により、必要と認めた場合は、教育委員会や警察等の関係機関と連携して取り組む。

2 取組方針及びその内容

(1) いじめの防止等のための組織について

いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処等を組織的・実効的に行うために、その中核となる常設の組織として、「いじめ対応チーム（生徒指導委員会）」を設置する。

ア いじめ対応チームの役割

- ① 中央小基本方針に基づく取組の実施や、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ② いじめ相談・通報の窓口としての役割
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動、トラブルなどに関わる情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、「いじめが起こった場合の組織的な流れ（別紙）」に即して対応する役割

イ いじめ対応チームの構成

- ① 校長、教頭、生徒指導委員会（生徒指導担当、低高学団各1名、養護教諭等）、児童生徒支援担当、不登校担当、該当学年の担任を基本に置き、個々のケースにより柔軟に編成する。
- ② 重大事態等の発生により、必要と認めた場合は、教育委員会、警察署と連携するとともに、スクールカウンセラー、PTA会長、PTA人権教養部長、及び自治振興会、民生委員児童委員、学校運営協議会等も対応チームに加えて協議する。

(2) いじめの未然防止のために

いじめを防止するには、全ての児童にいじめは起こる得る可能性があるものとして、全員を対象に積極的に働きかけを行う、すなわち未然防止の取組を行うことが最も有効な対策である。そのためには、「いじめを生まない土壌づくり」が重要であり、下記の基本的な考え方に沿って取組を進める。また、人間関係によるトラブルが発生した時には、子どもたち自身が解決する経験を積み重ねることも大切にしていく。

ア 基本的な考え方

- ① お互いに認め合い、思いやる学校・学級づくりに取り組む。
 - ・「みんなちがって みんないい」の精神で、一人ひとりの個性を受け入れる。
 - ・多様なものの見方や考え方を身につけさせる。
- ② 自尊感情を高め、何事にも前向きに取り組む子どもを育てる。
 - ・「こんなに認められた」「役に立った」という経験を大切にする。
- ③ 自分やまわりの人の生命（いのち）や人権を大切にする。
 - ・自分がかげがえのない存在であることを実感させる。

イ 具体的な取組

① 学校重点目標から

ア) 「子ども一人ひとりの居場所づくり」

ー授業が楽しい・学級が楽しい・学校が楽しいー

- ・児童の居場所づくりと児童同士の絆づくりを進め、一人ひとりの自己肯定感、自己有用感を高める。

イ) 「教職員一人ひとりの居場所づくり」

ー仕事が楽しい・職員室が楽しい・学校が楽しいー

- ・教職員の居場所づくりと教職員同士の絆づくりを進め、全教職員で規範意識や倫理観、人権意識など豊かな情操をはぐくむ教育を推進する。

ウ) 「学校・家庭・地域が協働して活動する学校づくり（支え合い・助け合い・つなが

り合い)」

- ・保護者…「心の安らぐ場づくり」「しゃべり場づくり」「望ましい親子関係づくり」を通して、子どもたちが安心して、何でも話せる環境づくりに努める。
- ・地 域…「地域の将来の担い手づくり」という視点から、家庭教育を支援する。

② 豊かな人間関係を築くために

ア) 他者の痛みや感情の共感的受容

- ・日頃から担任や他の教師とのふれあいの機会を多く持つようにする。
- ・何かおかしいと感じたときは、時間をかけて話をじっくり聞くようにし、子どもの思いをしっかりと受け止めてアドバイスしていく。
- ・どの子に対しても「よさ」を見つけ、「ほめること」「認めること」に心がける。
- ・思いやりのある言葉「ほんわかことば」が使えるように指導していく。
- ・児童からの訴えには、親身になって聞こうとする姿勢を持つ。

イ) 縦割り班活動の実施

- ・縦割り班掃除や縦割り班遊びなど、児童会を中心とした縦割り班活動を通して、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

③ 命や人権を尊重し、豊かな心を育てる教育活動を

ア) 人権教育の充実

- ・いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人として決して許されるものではない」ことを、さまざまな機会を通して指導していく。
- ・人権総合学習において、身近な地域の事象を取り上げ、人権を大切にする心を育てる。
- ・いじめ防止ポスターを制作、掲示し、いじめ防止の大切さを伝える。

イ) 道徳教育の充実

- ・道徳の重点目標「自他の生命を尊重し、他を思いやる心を育てる」をめざして授業の充実を図る。
- ・「いじめをしない」「いじめを許さない」という信念を持って指導にあたる。
- ・道徳いじめ防止強化月間（9月）を設定し、いじめ防止への意識を高める。
9月…全クラスで、いじめ防止に関わる教材を扱い意識の強化を図る。
- ・インターネットを通じて行われるいじめへの対策として、道徳の時間に情報モラルの教材を扱う。

ウ) 「命の授業（性にかんする指導）」の実施

- ・「命の授業(性にかんする指導)」を通して、生命のつながりを意識するとともに、異性を尊重する態度を育てる。（オープンスクールで実施）

④ 一人ひとりが認められ、活躍できる授業づくり

ア) 一人ひとりを大切にしたいわかる授業づくりを進める。

イ) 友達の考えや思いを受け入れたり、自分の考えを見つめ直したりすることを大切にする。

ウ) 学級会活動や係活動で、子どもが自主的・実践的に活動できるようにする。

エ) 国語科を中心に書く力をつけ、自分の思いが表現できるようにする。

⑤ いじめについての理解を深める教員の研修

ア) 教職員による不適切な認識や言動が児童を傷つけることがないように、いじめについて理解を深め、人権感覚を磨く。そして、自己の指導等の検証を行い、次への指導に生かす。

イ) 校内研修（５月・８月）の実施

- ・５月…児童理解
- ・８月…「いじめ対応マニュアル」等を活用した研修

(3) いじめの早期発見のために

いじめは早期発見が早期解決につながる。早期発見のためには、児童の些細な変化に気づくこと、気づいた情報を共有することである。

ア 基本的な考え方

- ① 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こり得るものである」という認識に立ち、全ての教職員の一人ひとりが児童の様子を見守り、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身につけることが必要である。
- ② 「暴力をとまなわなしいじめ」は、大人の見えにくいところで行われたり、遊びや悪ふざけを装って行われたりすることで、早期発見が難しいことを認識しておく。
- ③ いじめが疑われる児童がいる場合には、学年団や生徒指導委員会等の場において気づいたことを共有し、より大勢の目でその児童を見守る。一人では見過ごします。
- ④ 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、児童に安心感を持たせるとともに、問題の有無を確認する。解決すべき問題がある場合には、児童から聞き取りを行い、早期解決を図る。

イ 具体的な取組

① 日々の観察

ア) 朝の会、終わりの会、授業中、休み時間や昼休みなど児童とともに過ごす時に児童の様子に目を配り、いじめの早期発見に努める。担任外でも「あれっ？」と思ったことについて、常に情報共有する。定期的には会議の子ども情報交換の項で行う。

イ) 日記、連絡帳等を通じて児童の悩みや訴えを把握する。

② いじめアンケートの実施

ア) 年３回（各学期１回）のアンケートを実施し、児童の悩みや人間関係を把握する。

イ) アンケート実施後、面談を行い、詳しい状況の把握と指導を行う。

③ 保護者からの情報提供

家庭訪問等により、保護者の協力を得ながら、家庭で気になった様子はないか把握する。

(4) いじめに対する措置のために

いじめであろうとなかろうとトラブルの発見・通報を受けた時は、校長のリーダーシップのもと、「いじめ対応チーム」が中心となり、迅速に、事実関係の把握、被害児童のケア、加害児童の指導など、組織的に対応し、再発防止・未然防止の活動までを含めた取組を行う。

ア 基本的な考え方

- ① いじめ問題を発見した場合や、いじめに関する相談を受けた場合は、自分一人で抱え

込まず、「いじめ対応チーム」に報告し、情報を共有して、組織的に対応する。

- ② 情報収集を綿密に行い、いじめの事実関係を正確に把握し、いじめの構図を明確にする。その際、いじめの対応に係る記録を残しておき、指導に役立てることができるようにする。
- ③ 被害児童及びいじめを知らせてきた児童の身の安全確保を最優先に考え、その保護者も含め、養護教諭やスクールカウンセラーと連携を取りながら、継続的な心身の支援を行う。
- ④ 加害児童には、毅然とした態度で指導にあたり、被害児童の傷ついた気持ち等を認識させ、十分な反省を促す。同時にその保護者へもいじめの事実を正確に説明し、家庭と協力して継続的な指導及び支援を行う。
- ⑤ 観衆・傍観者の立場にいる児童たちにも、いじめているのと同様であるということを指導する。
- ⑥ いじめが起きた集団へは、いじめの問題を自分達の問題として受け止め、主体的に対処できるように指導する。
- ⑦ いじめ解消の判断は、謝罪して終わりではなく、加害行為が相当の期間無く、その時点で被害児童が心身の苦痛を感じていないことが認められる場合とする。その場合も担任等の一人の判断でなく、「いじめ対応チーム」内で検討して判断するものとする。いじめが解消している状態に至ったあとも、日常的に注意深く観察するものとする。
- ⑧ 必要に応じて、教育委員会や関係機関、専門家等と協力して解決にあたる。(インターネット上への不適切な書き込みの場合を含む。)

イ いじめ問題の対処の流れ……別紙「いじめが起こった時の組織的対応の流れ」参照

(5) 重大事態への対処のために

ア 重大事態の定義

- ① いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ・児童が自殺を企図した時
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 等
- ② いじめにより児童が相当の期間（年間30日以上または一定期間連続して欠席している場合）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- ③ 児童や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき

イ 対処の仕方

- ① 重大事態が発生した時は、発生した旨を教育委員会を通じて市長に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議のうえ、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ④ 調査結果は、教育委員会を通じて市長に報告する。

(6) 家庭・地域・関係機関等との連携のために

いじめを克服するためには、地域や家庭、関係機関との連携が不可欠である。社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すためには、より多くの大人が関わり、悩みや相談を受け止めることができるようにする必要がある。

ア 家庭との連携（再掲）

- ① 重点目標「学校・家庭・地域が協働して活動する学校づくり（支え合い・助け合い・つながり合い）」の取組（未然防止のため）
- ② 家庭訪問等により、保護者の協力を得ながら、家庭で気になった様子はないか把握する。（早期発見のため）
- ③ 被害・加害児童ともに保護者に事実関係を伝え、保護者への助言を行いながら家庭での様子や友達関係等について情報を集め、問題の解決にあたる。（いじめへの対処のため）

イ 地域との連携

- ① 重点目標「学校・家庭・地域が協働して活動する学校づくり（支え合い・助け合い・つながり合い）」の取組（未然防止のため）
- ② 中央地区自治振興会、民生・児童委員連絡協議会、学校運営協議会でのいじめ基本方針の説明と依頼、子どもの様子についての情報収集を行う。

ウ 関係機関等との連携

学校だけで解決が難しい時は、教育委員会、警察、こども家庭センター等と連携する。

3 資料の保管

- (1) いじめに関するアンケートの回答用紙については実施方法（記名、無記名、持ち帰り等）、に関わらず、実物を**対象児童が卒業するまで学校で**保管する。
- (2) 回答をとりまとめた文書やいじめについて聞き取った記録等は、その年度の終わってから5年間保管する。
- (3) いじめの重大事態に関する資料等は、発生した年度の終わってから10年間保管する。
- (4) 保管年限が経過した資料等については、「丹波市立小学校及び中学校における文書取扱要綱」に基づいて廃棄する。